

会議録

令和元年第3回更別村議会定例会

第4日（令和元年9月18日）

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 意見書案第 6号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件
- 第 3 意見書案第 7号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件
- 第 4 意見書案第 8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件
- 第 5 意見書案第 9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件
- 第 6 意見書案第10号 「給食費の無償化」を求める意見書の件
- 第 7 意見書案第11号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件
- 第 8 村政に関する一般質問
- 第 9 議員の派遣の件
- 第10 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明

住民生活課長 佐藤成芳

保健福祉課長 安部昭彦

診療所事務長 酒井智寛

農業委員会
事務局長 小林浩二

建設水道課長 新関保

子育て応援
課長 宮永博和

教育委員会
教育次長 川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋祐二

書記 加藤廣衛

書記 高瀬大輔

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、安村さん、7番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 意見書案第6号

- 議 長 日程第2、意見書案第6号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安村さん。

- 6番安村議員 それでは、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として、2019年度分2,615人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、1,456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要です。

17年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、17年12月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳し

い実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩れ、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求め、別紙意見書を上田議員、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第6号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第7号

○議 長 日程第3、意見書案第7号 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、太田さん。

○5番太田議員 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細かな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では、「一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財政総額は62兆7,072億円となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすように政府に求めるため、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、松橋議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第7号 「2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第8号

○議 長 次に、日程第4、意見書案第8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道教育委員会は2018年3月、「これからの高校づくりに関する指針」を決定しました。「指針」は、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とし、3学級以下は原則統廃合の対象としています。今後もこの「指針」によって高校統廃合が行われれば、実に95校が統廃合の対象となり、道立高校の約48%の存続が脅かされることとなります。

小規模校では、困難さを抱えている生徒にもよく目がゆきとどき、地域の特色を生かした教育課程を編成することができます。しかしながら、こうした利点に目を向けずに、高校統廃合をすすめた結果、高校のない地域では、遠距離通学を強いられる生徒を多く生み出しています。「地域別検討協議会」の参加者からは、「機械的に高校を無くさないでほしい」という声が多方面から聞かれます。北海道の広域性を考えれば、「1学年4～8学級を望ましい学校規模」とすることは、まったく現実的ではありません。むしろ、北海道独自に少人数学級を高校で実施し、子どもたちや保護者・地域住民の声を聞きながら学校づくりをすすめることこそが大切です。

いま求められるのは、地域の学校を存続させ、地域の高校が高校としての機能を果たせる施策の実現であり、子どもの学ぶ権利の保障です。

北海道及び北海道教育委員会に対し、独自に少人数学級を高校で実施し、機械的な高校統廃合を行わないこと。地域の願いや実態に応じ、子どもの学ぶ権利や教育の機会均等を保障する立場から、「これからの高校づくりに関する指針」を見直すことを求め、別紙意見書を上田議員、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第8号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第9号

○議 長 日程第5、意見書案第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、上田さん。

○2番上田議員 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみを申し上げます。

さまざまな課題を抱えた子どもたちが増える中、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。こうした地方の動きに後押しされ、国は2011年度小1で、2012年度は加配措置で小2の35人学級を実施しました。しかし、それ以後、国としての小3以降の35人学級前回は7年連続で見送られました。

国に先駆けて実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、子どもたちの学習に対する理解や意欲も高まり、また、教職員が増えることで子どもと向き合う時間が増え学校が落ち着いてきたなど、少人数学級が子どもたちの教育に大きな効果があることが明らかになっています。

35人以下学級の前回は圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。それに応じて、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間の格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前回はとそのため教職員定数改善をおこなうことがきわめて重要です。子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増で35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

したがって、国に対し、国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に

前進させること。標準法を改正して教職員定数改善計画を立てることを求め、別紙意見書を松橋議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第9号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第10号

○議 長 次に、日程第6、意見書案第10号 「給食費の無償化」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 「給食費の無償化」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切り下げや消費税の増税などが追い打ちをかけています。2014年の消費税増税時には、給食の質低下をまねかないよう給食費の値上げを実施した自治体もありました。今年10月に予定されている消費税増税がおこなわれれば、さらに、給食費の保護者負担が増えるおそれがあり、教育費の負担軽減をすすめようとする自治体を苦しめることにつながります。

全日本教職員組合のおこなった各自治体の給食費に関わる補助制度に関するアンケート調査や文科省の調査結果から、全額または半額以上の補助をする自治体が年を追うごとに増えていることが明らかになりました。

子どもの食をめぐる状況は、成長・発達の重要な時期にもかかわらず、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、肥満ややせの増加など、問題は多様化、深刻化してきています。

地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、食は重要な教材です。学校給食は、食教育の「生きた教材・食の教科書」として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられています。

公教育の機会均等の立場からも、居住する地域によって教育費負担に著しい格差を生じさせることなく、すべての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることが求められています。

子どもたちの健全な食生活の確立のために食育が重要な役割を果たすことをふまえ、子どもたち自身が食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化を求め、別紙意見書を上田議員、松橋議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第10号 「給食費の無償化」を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第11号

○議 長 日程第7、意見書案第11号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数は2008年度の11万2,334人から2018年度には14万3,379人と、10年間で3万1,045人増えています。一方、学校数は

2008年度が1,026で2018年度が1,141校と115校増えただけで、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることです。「設置基準」とは「学校に設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では12～18学級が「標準」とされ、それ以上は「過大校」扱いとなり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設はすすんでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2008年度12万4,166人から2018年度25万5,520人と2.1倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。

したがって、国に対し特別支援学校の設置基準を策定すること、特別支援学級の学級編制標準を改善することを求め、別紙意見書を松橋議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしく申し上げて、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第11号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 村政に関する一般質問

○議 長 日程第8、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 それでは、通告書に従い一般質問させていただきます。

今回の一般質問は、人事評価制度の実施状況と今後の活用等についてであります。本村における人事評価の実施は、職員の業務に対する能力と実績を評価して、それを伝えることにより、その能力を最大限に引き出し、一人一人の気づきと意欲、自発性の高揚をもって組織全体の士気や業務の能率向上を進め、より一層の住民サービスの向上を図ることを目的として、平成15年10月に課長職を対象として施行されたのが始まりだということがあります。その後、平成19年4月には全職員を対象に拡大され、平成26年の地方公務員法の改正でもって人事評価が実施されたことに伴って本村も本格実施に移行されたというふうに聞いているところであります。

本村の人事評価制度の実施要領によれば、本村が設定した目標の達成度を評価する目標達成度評価と職務上求める行動について評価する勤務成績評価の2つの方法によって実施されているということでもあります。各課職員の評価者は、その課のその職場のトップである課長職、そしてそれらを含めて評価する最終評価者は村長以下理事者であります。私も人事評価制度は職員の意識改革や人材育成、政策能力の向上、人事異動など、そして行政を進める上で今何が必要で何が求められているのか。また、その場合に接して面談等を通じて上司が部下を把握し、的確に指導し、育てる上で大変重要だと考えております。このことが職場内を活性化させ、ひいては住民サービスの向上や村の発展につながるものだと思っているところであります。

この人事評価制度によって職員の給与や昇給、昇格、人事異動等に現在どこまで反映さ

れてきているのか。また、実施要領の目標設定では各課の職員、課長職は村長の指示事項等を踏まえた中で業務の内容を示すとされていることから、私はこの人事評価制度を積極的に活用することによって、第6期の総合計画を初め、各種計画や執行方針、村長が掲げるマニフェストの実行など、今まで以上にスピード感を持って村づくりが推進できるものと思っているところであります。人事評価制度が今後の果たす役割と活用等について、村長はどのように考えているのか質問したいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 人事評価制度の実施状況と今後の活用等につきまして、上田議員さんのご質問にお答えをいたします。

平成13年12月、公務員制度改革大綱が閣議決定をされ、職員一人一人の主体的な能力開発や業務遂行を促し、人的資源の最大活用と組織のパフォーマンスの向上を図るとともに、能力等級制度を基礎とした任用制度、給与制度を初めとする新人事制度を適切に運用するため、能力評価と業績評価から成る新たな評価制度の導入が示され、地方公務員制度においても国家公務員制度の改革に準じ所要の改革を行うこととされました。人事評価制度導入の背景には、分権型社会の実現に向けた改革が加速度的に進む中、複雑、多様化する住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応し、最少の経費で最大の効果を上げるためには職員一人一人の能力や適性を最大限に生かす人事管理体制を構築し、職員の士気を高め、組織を活性化させていくことが求められたことにあります。

こうしたことから、本村におきましても平成15年10月から課長職を対象に目標管理制度の試行を実施し、平成16年4月からは対象者を課長補佐職に拡大、平成19年4月から全職員を対象に実施をしてまいりました。平成19年7月には能力主義、実績主義の導入などを柱とした国家公務員法の一部が改正されたことから、国では平成21年度から本格実施とされましたが、本村におきましては引き続き試行による実施を継続し、制度の改善に努め、平成26年度に本格実施に移行したところであります。平成28年4月には、改正地方公務員法が施行され、職員の任用が人事評価、その他の能力の実証に基づき行うものであることや職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び掲げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすることとされました。この改正により、人事評価制度には職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図ること、適材適所の人事配置や給与等への反映など、能力実績に基づく人事管理を推進すること、これらを通して主体的、自律的な職員を育成し、行政サービスの向上を図ることが求められました。人事評価制度は、評価者の評価基準に対する目線を一定に合わせるものが難しく、評価者能力の格差による評価のばらつきが生じないようにしなければなりません。今後も実施要領の改善や評価者研修の実施による評価者のレベル向上等により、客観性、公平性、統一性を確保し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用可能な制度とするよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 答弁、大変ありがとうございました。

平成28年に施行された地方公務員法の改正で人事評価の基準として、今村長から説明あったように任命権者は職員の人事評価は公正に行われなければならない、これはもう2つの柱の一つである。そしてまた、任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用するものとするのだというようなことは法律でうたわれたところであるということは私も承知しているところであります。

したがって、人事評価というのは各町村、規模もありますから、ばらばらな状況であります。組織機構も違いますし、そういった意味で好むと好まざるにかかわらず、更別については法令に基づいて実施しなければならない、こういう難しさも潜めているということは私も理解しているところであります。特に職員の給与、昇格、そして人事評価に関することですね、そういったことがやはり難しく、職場の雰囲気や職員同士がぎくしゃくするだけで、運用次第ではマイナス面のほうが多くなっているのだらうというふうに私も思っているところであります。大変難しい側面だということは重々承知した中での質問にさせていただきますというふうに思っております

そこで、質問ですけれども、本村の人事評価制度の実施要領では、本人が設定する目標達成度評価と本人の行動を評価する勤務成績評価があるということは、先ほど申し上げましたけれども、ご承知のとおりであります。いずれも、ここで私が言いたいのは、評価者による面談が常に行われる、これが一番大事なのだというふうに思っているところあります。職員のスキルアップのための意識改革、そして人材育成、能力の向上などにこの人事評価はやっぱり生かさなければならぬというふうに私は常日ごろから思っているところあります。こういったことを管理することによって、ことしも人事異動が行われました。ご承知のように、いろいろありましたけれども、数多くは申し上げませんが、やはり理事者が職員を把握し、そしてまた管理し、指導していくという立場から、今回はやり直しに近いようなこともありましたけれども、そういうことが発生するという事は、いわゆる人事評価が適正とは言いませんけれども、そこら辺の面談、そしてまた日ごろの職員に対する指導等がまだ徹底されていないのだらうというようなことから、今回の質問しているところあります。

そういったことも含めて再度村長に聞きますけれども、職員管理、それから行政に対する考え方をどのように職員に指導し、今後持っていきたいのか、その辺も含めて再度質問させていただきたいなと思います。

○議長 長 西山村長。

○村長 この人事評価の件につきましては、幾度となく議会で各議員さんからご指摘あるいはご指導を受けているところありますけれども、人事評価に関する人事要綱に基づきまして、一つ目標設定につきましては上田議員さんもお存じのように課長職が5つ、

補佐職が4項目、係長職が3項目、それは年度計画あるいは総合計画、執行方針あるいは私の公約等、職員がその中で課題を適切に設定をして、そしてそれらを面談で確認、指導、設定の課題をしているところでもあります。その中でその目標設定がどのように経過的に進んでいるかというところについての中間的な申告あるいは面談等を行っておるわけでありませけれども、その部分でやはり人事評価の法令的な部分だけではなくて、日ごろのコミュニケーションとかそういう面談、あるいはそういう上司あるいは部下問わず、そういうような形で相互に情報交流等が日常的に行われなければ、この人事評価だけでは形式的な部分になってしまいますし、その部分は生きてこないのではないかと思います。

上田議員おっしゃったように、人事評価の結果をやっぱり任用とか人事管理の基礎として活用しなければいけませんし、その部分で適材適所が望まれる人事異動でありますよね。昇格等の判断材料としてきちんとこの人事評価が生かされる、あるいはその生かされるような人事評価のやり方を進めていかなければならないというふうに思っています。

実施要領では、課長職は各課の職員との面談、さらに副村長、教育長は各課長との面談、そして最終的には評価者たる私は内容を適切に人事に反映するということでもありますけれども、その部分、日ごろより職員も課題意識あるいは意識変革、あるいは状況等をしっかり把握をしながら、これは課長職だけではなくて私自身も含めて、理事者自身も含めましてしっかり把握をしながら、そしてそれをしっかり聞き取りもしながら、面談もしながら、そして人事評価の項目の趣旨の部分を検討しながら人事評価あるいは任用、そして人事管理等にこれから生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 私は、日ごろから思っていることがあります。村長が幾ら職員に号令をかけても、職員が動かなければ行政は進みません。これはもう誰もが考えなくてもそのとおりだというふうに理解しております。

私は、人事評価は今村長が言うように全てだとは思いません。いろんなやり方がある中で職員を把握するなり、それから行政を引っ張っていきなり、一つの方向性にはなるのかな、そんなふうに思っているところでありまして、全てだとは思っていないところでもあります。人事評価は、職員の研修、そして先ほども何回も申し上げましたけれども、面談等を通じて職員の政策能力の向上あるいは職員の把握する上でやっぱり欠かせない制度なのだろうというふうに思っているところでもあります。本村ならではの、本村に合った人事評価制度を積極的に取り入れて実施することが本村のさらなる発展につながるのだというふうに日ごろから思っているところでありまして、今先ほど来から言いました2つの制度以外にも、やはりいろんな角度の中で職員教育、そしてまた行政の指針となるものを、第6期の総合計画もありますけれども、いろんな部分で引っ張っていただきたいということがありまして、そのことについて村長、今現在でいいですけども、どんなことを考えて、またこんなことをやってみて、こういうことを指導してみたいのだというようなこ

とがもしあれば、私の最後の質問とさせていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんご指摘のとおり、本当に評価については公平あるいは任命権者、人事管理等を含めまして、適切、適格に行うということは必要でありますし、その部分でやはり自分自身としてもリーダーとして反省すべき点は反省しなければいけないというところは重々感じております。そういう点で、先ほどもお話し申し上げましたように日ごろのコミュニケーションをいかにしてこの村づくりに職員が一丸となって、あるいは一枚岩となって進んでいくためには、その辺の人として人と接するといいますか、職員である前にまず人間でありますから、そういうような形でそこに寄り添っていくというのですか、そういう上司でありたいですし、やはり私自身そういう村長でありたいなというふうに思っています。そこからやはりモチベーションを上げ、やる気を上げ、今村民がいろんな課題が山積する中、やり上げていかなければならないことが本当に目の前に山積しております。その部分におきましては、人事評価は無論のこと、日常のそういうようなコミュニケーション等々、あるいは今回私は2期目に入りまして、課長あるいは補佐、そして職員に課題、本当に率直に思っている村の課題についてレポートを書かせていただきました。それを今具体化に向けて人事評価に書かれています具体的な政策目標も含めまして行っているわけですが、非常に素晴らしいアイデアとか意見、あるいはふだん我々が思いつかなかったようないろんな手法がそこにたくさん提示をされています。私は、そういうことを本当に一つも無駄にしたくないと思っていますし、若者を通じた職員のプロジェクチームも立ち上げ、どんな些細なことでも村の発展のためになる、村民のニーズに応えることになるというところであれば、それを積極的に活用して、そして特に若い職員には達成感を持って、我々がこの村を牽引をしてきているのだ、政策的にも立案し、財政的にもそれが立案できるというところまで私は押し上げていきたいというふうに思っています。そういう点で人事評価を含めまして、その部分で適切にその評価が反映をされ、それが人事異動あるいは任用についてしっかりと反映できるように、今後皆様方の意見も聞きながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番上田議員 以上で終わります。

○議 長 順次発言を許します。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 私のほうからは、生涯活躍のまちづくり構想における理念の共有、それと行政の果たすべき役割について質問をさせていただきます。

質問の要旨といたしまして2点、1点目は地域交流拠点で行う事業を4法人、これは博爱会、社協、めぶきの森、エースフロンティア、クローバーモアですね、その4団体が中心となり運営するという方向で進めようとしておりますけれども、果たしてそれぞれの理

念を持つ個別の4つの法人が集まった中で、本当に共有する理念、それに基づいての運営方法というものが見出せるというふうにお考えなのかどうかということが最初の1点です。

もう一つには、2点目としまして、個々に独立した法人が分担して事業運営をする場合に、全体を調整するといえますか、コーディネートしていく役割を持つ人が必ず必要になるというふうには私は考えておるのですが、行政としてどのようにお考えかということでございます。

質問の内容ということなのですが、この生涯活躍のまちづくりという構想の目指すところというのは、人と人とのつながりの中で誰もが孤立とか排除などから開放され、コミュニティーのかけがえのない一員として包み込む、支え合える社会の実現というところにあると思っております。そうした中でも、とりわけさまざまな困り感を持つ人たちがいるままの自分で日常生活を営むことができる、そういった地域社会を生み出すことだというふうには考えております。これは、従来言っていたノーマライゼーションという理念から1つ上のといえますか、昇華した形でのソーシャル・インクルージョンという理念につながるものだというふうには考えております。

さきに申しました4法人の中には、高齢者福祉サービスを行う事業所、それから障害福祉サービスを行う事業所があります。これ自体がどうだとかということではもちろんありませんが、こうした中でとりわけ高齢者福祉と障害福祉の法的な定めといえますか、理念は、もちろん共有するものもあります。その一番もとになっているところは、個人の尊厳を尊重するということでは共通しているわけですが、そのほかの部分ではやや乱暴な言い方になりますが、真逆な部分を持っている2つのサービスというふうには私は理解しております。こうした中で理念を共有し、一体的に事業展開することは果たして本当に可能なのだろうかという疑問点がございます。そのことに関しましてお答えいただきたいと思っております。しかしながら、そういう方向で今後進めていくとすれば、どうしても初めに言いましたようなコーディネーターを置く必要があるというふうには考えておりますが、そのことに関して村のお考えをお聞きしたいというふうに思っているところです。

先ほど真逆だというふうに申しましたけれども、例えば介護保険法の第2条、ここには介護サービスは、要介護状態の軽減または悪化を防止することに資するように行われるということが明確にうたわれています。一方の障害者の権利条約、障害福祉関連ですね、第5条には、これは2006年だったと思いますが、国連総会で採択されて、日本では2014年に批准をしたということになっておりますが、この第5条には、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を基礎として、その心身が、ここが大事です。そのままの状態でも尊重される権利を有すると。介護保険は、今よりも改善を求めていくと。でも、障害に関しては、今のままで認められるという、ここが真逆と表現した、やや乱暴な表現かもしれませんが、基本が違うというところです。

一応そこまでにしておいて、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 遠藤議員のご質問、生涯活躍のまちづくり構想における理念の共有と行政の果たすべき役割についてお答えをいたします。

さらべつ版生涯活躍のまち構想は、中高年齢層が希望に応じ、地方や町なかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができるような地域づくりを目指すものであります。村では、この生涯活躍のまちを活用した中で、平成18年9月に策定をしましたリラクタウン構想のうち未着手となっている障害者施設施策部分の再構築を中心に、さらべつ版生涯活躍のまち、CCR構想を策定することとし、昨年度に基本構想を策定しました。障害者や高齢者、子どもたちを含んだ多世代の交流や多機能が連携したまちづくりに取り組むこととしております。今年度は、昨年度策定した基本構想を具体化する実施計画を策定することとしており、策定業務に当たりましては引き続き公益社団法人青年海外協力協会、通称JOCAへ委託し、実施をしております。構想は、基本構想、実施計画、仕組みづくりという工程で3年をかけてづくり、事業実施は令和4年を目標に取り組むこととしております。構想の策定に関しては、村内外の関係機関のご協力により、さらべつ版生涯活躍のまち推進協議会を設置、2つの検討部会の開催により課題整理や意見集約を行っております。地域のさまざまな人が気兼ねなく集うことのできる、いわゆるごちゃまぜが生み出される場所を交流拠点施設とし、協議を進めてきた結果、新たに施設を建設するのではなく、既存施設を有効活用する方向となり、人を呼ぶ仕組みづくり、人が訪れる場所として温泉のある老人保健福祉センターを改修し、必要な事業の実現を目指してきたところであります。

議員のご質問の1点目につきまして、構想を具体化するために、その場所をどうやって運営していく方向とするのか、中心となる4団体において運営会議を開催し、取り組んでまいりました。事業収支の確保の観点から、指定管理方式による施設管理を想定し、受託する事業者については4団体によるコンソーシアム方式をたたき台に検討を進めてきたところであります。運営につきましては、就労事業は社会福祉法人社会福祉協議会、高齢者デイサービスは社会福祉法人博愛会、放課後等デイサービスは新たに設置された一般社団法人めぶきの森が担当する方向とし、既に事業を行っている就労支援B型事業所、株式会社エースフロンティアとの連携を図りながら、ごちゃまぜの連携方策の検討を進めております。

ご質問の理念の共有につきましては、高齢者福祉サービスの基礎となる老人福祉法につきましては、第2条に「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」とされています。障害者福祉サービスにつきましては、障害者基本法の第1条、目的におきまして「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念」がうたわれるとともに、障害者自立支援法におきましては、「住みなれた場所で可能な限り必要な支援が受けられること」、「社会参加の機会の確保」など、障害の有無によって分け隔てられ

ることのない共生社会を目指す方向性が示されております。高齢者と障害者に関して、それぞれ法律が制定された背景や目的があり、表現や立場が異なることは理解するところでありますが、福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らせる、また互いを尊重し、心身の健康を保持しながら自立した生活を営める社会を目指すことにおいては、理念は共通するものと考えております。本村におきまして、現在進めている手法につきましては、運営する各団体がそれぞれの役割を果たしながら、4団体が理念を共有し、ごちゃまぜによる共生社会の実現を目指すものであり、実現に向けて努力してもらえらるものと考えております。

続きまして、質問の第2点目、ごちゃまぜの実現に向けたコーディネーターの配置につきましては、運営団体の連絡会議においてもそのような人材の確保が求められております。村としても事業のスタートに向けては福祉分野の有資格者あるいは事業所等での実務経験のある人材の必要性については、十分認識をしております。今後人材の確保に向けた課題の解消を図りつつ、また本事業の計画策定や事業内容等につきましては意見を聞く場として生涯活躍のまち推進協議会を設置し、検討を進めてまいりましたので、そのような経過を踏まえ、引き続き前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 4団体がそれぞれ役割を分担をして事業を進めていくと。そうした中で共通理念を生み出していくという答弁だったかなというふうに理解しておりますが、もともとが違う、それぞれの法人が持っている理念、それを最初に生涯活躍のまちづくり構想の中ではこの理念でみんなが一つになって目標達成していこうというものがまずあって、それに基づいての役割分担で事業を行っていくというふうな考え方が私は正しいといえますか、順序としたらそうなのではないかなというふうに思っている質問だったのですが、村長のお考えは答弁としてお受けしたいというふうに思っております。

リラクタウン構想の積み残しとしての障害者福祉関係というようなお話もありましたけれども、リラクタウン構想のときはごちゃまぜという手法を用いるという話は出ていなかったというふうに私は理解しています。全体の事業の内容として、こういう事業とこういう事業と、それは働く場であったり住まいであったり介護サービスであったりというような縦のものをそれぞれつくって全体としての体制整備というふうなことだったと思うのですが、ごちゃまぜという言葉がややもするとゴールのような、それを目指しているのだというふうにひとり歩きしている点がありはしないかなというところをちょっと危惧しているところです。ごちゃまぜというのは、私が申しました最初のこういう村を目指しているのだということに到達するための一つの手法だというふうに私は理解しているものですから、そこは今後推進協議会なり担当課の中できちんと理解を深めていっていただきたいなというふうに思っています。

2つ目の質問でのお答えの中で、そういう中心的なコーディネートしていく役割のもの

は必要だという答弁だったというふうに認識しましたがけれども、そのことについて今後得ていくという、当然今の段階はそういうことなのですが、当初計画から既にことしの3月では基本計画ができ上がっているはずだったものがまだ明確な基本計画にはなっていないというふうに私は理解しています。行う事業も一つ一つがまだ確立していないと。温泉を中心とした中心施設の中で何をやるかというところは、それなりに議論が進んでいるというふうに認識しておりますけれども、全体構想の中では、例えば住むところ、住まいをどうするというふうなところまで全体計画の中にはあるわけです。障害者のためのグループホームというのがリラクタウン構想の中にありました。でも、推進協議会とか検討会の中では共生型の施設であってもいいのではないかという意見も出ているというふうに私は認識しています。では、どっちなのだという事はまだ結論が出ていないというような中で、コーディネーター役の人というのは中心施設でのことだけということではなくて、構想全体が理念から外れないようにというふうなことも仕事の範囲の中に置くような形で考えていくお考えがあるのかどうかというのが内容の1点です。

それと、コーディネーターとなる人の身分と言ったらいいのでしょうか、例えば役場の職員としてということなのか、今ある4団体の中で今後中心的になっていくところに籍を置くというようなことなど、そういう意味で身分という言い方が適切かどうかわからないのですけれども、そういうあたりはどのようにお考えなのかなというところです。よろしくお願いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 一番最初の遠藤議員さんのお話の中でC C R C構想もありますけれども、基本構想、その理念が先に確立をされていって、それから4つの団体等々の協議会等に移行するのが筋ではないかというようなお話もありました。しかしながら、今般3月にさらべつ版生涯活躍のまちの基本構想、基本計画を皆さんの協議会の議論の中でまとめさせていただいたものをたたき台として村民の皆様に提出をさせていただきました。生涯活躍のまちの基本構想、基本計画の理念につきましては、そこに明記もしておりますけれども、平成18年に策定したリラクタウン構想のうち、障害者施策についてできていない部分、これがそのまま放置されてはいけないということで、少子高齢化等もあわせてコンセプトとして村民の誰もが安心して健康に住み続けられる村づくりを構想計画の理念としまして、基本方針として1番目にリラクタウン構想における障害者支援の再構築、2つ目には既存機能を生かした地域共生拠点の整備、3番目には多機能の連携による住民同士のつながりということで、具体的には障害者支援施策として活躍の場、住まいの確保、療育や相談サポートの体制の構築、2つ目には既存機能を生かすということで保健、医療、福祉の充実した取り組みに加えまして、地域共生型の拠点を整備するほか、住まいを整備して移住や定住を促進する。そして、3番目の多機能の連携ということで人と人、ごちゃまぜの部分も入ってきますけれども、豊かさを感じられる持続可能なまちづくりということでやっております。その中で仕組みづくりとして、その部分で人のにぎわいとか活躍、就労、社

会参画の場、そして住まい、これはグループホームも入りますけれども、そして地域包括ケア、医療、福祉の部分、そういうものを仕組みとして、そして最終的にこの部分でしっかりとリラクタウン構想で抜けていた部分とか、その部分を協議会の皆さんの中でCCR Cの中の構想としてしっかりと位置づけながら、その部分を課題として解決しようとしている部分であります。したがって、その部分のグループホーム等、いろんな部分でリラクタウン構想の中に掲げました部分については、私は自分の村長としての立場からいえば、やっぱりその中で必要であるというふうに感じていますし、住まいの部分もしっかり解決しなければいけません。就労の部分もそうですし、その部分を今協議会の皆様ということでコンソーシアムで運営機構を設置しておりますところから、その部分の協議をさらに進めていただけたらありがたいなというふうなことを思っています。

もう一つは、身分の問題でありますけれども、これは私としても答弁の中に申し上げましたとおり、コーディネーターは必要であるというふうに思っています。4つのコンソーシアムをしっかりとまとめる、あるいはその部分をリーダー性でもって発揮してやっていただくとか、いろんな部分でいろんな意見が出てきていますし、いろんな分担をどうするかというところで理念、それと基本構想、基本計画に合わせて、そこをしっかりとやっていくということで、身分については今後その協議の中でどういう方をどういうふうな形で参画してもらうかということがしっかりと議論をし、村としても協議をしながらその部分での身分のことについても検討していきたいなというふうなことを考えております。

以上であります。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 村長もコーディネーターが必要であるというお考えだということですが、全体の進捗がおくれているとても大きな要因として、今その役割を果たす存在がないといえますか、というところに起因しているような受けとめ方をしているのですが、今のお考えの中ではいつごろまでにそういう立場の人を置くお気持ち、予定があるか、今のお考えを伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 これは、協議会の議論には委ねないとは思っていますけれども、私としては計画が若干進行状況がおくれているという話もありましたけれども、私はいろんな協議会の議事録、そして保護者あるいは各種団体の議事録を全て読まさせていただいております。やはりその中の意見としては、早急に慌ててというのですか、拙速に進めるということではなくて、やっぱりじっくりと課題を解決したり問題点を出し合う中でその部分をしっかりとやっていかなければいけないのだという意見がたくさん出てきたということでもあります。したがって、当初今年度、例えば設計とか計画とか、そういうふうなことを考えておりましたし、これは交付金の問題もありますから、昨年暮れには内閣府に行って、しっかりと計画等について話をして、運営主体の部分も内閣府といろいろと協議をしてきたわけで

すけれども、もう少し待っていただきたいということで、その部分についてはお話をしております。というよりも、村の中でそこを担っていただく方がしっかりと協議をさせていただいて、そして村としてもかかわりを持って進めていっているわけですが、その部分をやっぱりやっていかなければいけないということで、コーディネーターにつきましては今協議を進めていますので、その部分でしっかりと協議をしていただきたいと思いますが、少なくとも来年度は本当に設計等々に当たっていかなければいけないので、予算の、幸いにも交付金等々の手当てがありますので、その部分で人的配置を、議員の皆様に変更して提案をしなければいけないというふうに思っておりますけれども、議会に再度提案させていただいて、了承を得ながら、そういうこととなりますと新年度か12月ということになりますけれども、予算措置をしっかりととりながらその役割を明確にしてコーディネーターの配置を議会の皆様のご承認を得ながらやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○1番遠藤議員 以上です。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は議事の都合により延長します。

この際、午後6時まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開します。

順次発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

市街地の形成と宅地の確保についてですが、本村では施策として移住、定住を進めていますが、家を建てたいけれども、宅地が見つからないという声をよく聞きます。施策を進める上で宅地を確保するのは私は喫緊の課題だと思いますが、それと同時に10年、20年後の市街地を見据えた計画も必要です。老朽化が進む公共施設、例えば中学校や学校給食センターなど、これから耐用年数を迎える建物をどこに建てるのか、あるいは病院跡地など、余り利用されていない村有地の活用方法などを含め、今後市街地をどのように形成するのか検討し、計画した上で宅地造成を進めるべきではないでしょうか。

また一方、市街地の空洞化対策、空き地、空き家の利用促進対策が必要です。村でも職員が対応に当たっておりますが、やはり職員では限界があると思います。そこで、空き地、空き家についての相談を受けたり、あるいはそれを仲介する方を委任してはどうでしょうか。それには不動産取引の資格も必要かもしれませんが、村民になじみのある方が相談を受け、推進していただければ、今以上の空き地、空き家対策につながると思いますが、その辺の村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんのご質問、市街地の形成と宅地の確保についてお答えをいたします。

本村におきましては、これまで市街地形成における土地の利用に関しては、事業の実施に際して策定する構想や計画、例えば保健、医療、福祉に関する施設につきましても一体的な整備を進めた福祉の里構想、また宅地分譲と高齢者福祉施設などの整備を推進するリラクタウン構想、またすずらん団地などの宅地造成など、事業の目的や時代の情勢に応じて最も適する場所を選定し、市街地の形成を進めてまいりました。実務的には、役場庁舎内においては課長職による土地利用会議を設置し、施設整備等に伴う村有地の売買や宅地造成などにおける候補地の検討など、情報の共有を図り、協議の上進めているところであります。

一方、法定上の計画に関しましては、国土利用計画法における市町村計画、都市計画法に基づく都市計画とともに、策定については義務づけられないこともあり、本村独自の土地利用計画の策定にはいまだ至っておりません。

織田議員ご指摘の宅地分譲につきましては、これまで分譲しておりましたコムニ団地が今年度1区画、またことし分譲しましたすずらん団地2区画につきましても完売をし、現在村が分譲する宅地がないことから、喫緊の課題として早急に対応を図るべく分譲地、候補地を選定し、所有者等との具体的な協議を進めているところであります。

また、公共施設につきましては、昭和52年建築の更別中央中学校、昭和54年建築の学校給食センターなど、年数の経過が進む施設が今後ふえていく状況ではありますが、建てかえとするのか、それとも改修による長寿命化を図るのか、これら厳しい財政状況を勘案しつつ、今後の方針を定める必要があると考えております。他の公共施設につきましても、改築が必要な場合についてはこの点を十分配慮してまいりたいと考えております。

今後市街地における適切な位置、既存コミュニティとの融合、移動手段などを見通していく必要があります。村独自の中長期的な土地利用に関する計画やビジョンの策定につきまして調査検討してまいりたいと考えております。

もう一点のご質問であります。空き地、空き家に関する相談業務の委任についてお答えをいたします。現在村では、空き地・空き家バンク事業を実施しております。空き地、空き家を所有する方がバンクに登録し、希望者の方に紹介するマッチングのシステムとしておりますが、現在の登録は空き地が9件、空き家が3件であります。空き家として活用

が見込まれる家屋については、所有者へのアンケート調査、または担当職員や昨年度配置しました地域おこし協力隊の移住定住支援員が直接訪問するなど、利活用に向けた取り組みを進めております。仲介者への委任という議員からのご提案も十分に理解するところであります。基本的には個人の財産であり、所有者の方のご意向やご事情を踏まえた上で対応していきたいと考えております。高齢化や核家族など、生活スタイルの多様化、また将来の人口減少が想定される中で今後も空き地や空き家の増加が見込まれることから、引き続き訪問や相談、情報収集を行うことにより、空き地、空き家の利用活用や市街地の空洞化対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今人生100年と言われております。今更別の郊外に住まわれている方の中には、高齢者になったら生活の利便性のある市街地に移りたい、あるいは住宅が年数がたつて建てかえ時期や、あるいはリフォームの必要性が出てきたタイミングに市街地に移り、実際家を建てて住んでいる方もおられます。一方、農業経営者や後継者についても、今まで住宅は農場内にという考えが強かったのですが、最近ではスマート農業の発達や移動手段の時間短縮がありまして、市街地の生活も考えられます。既に住まわれている方もおられますし、またこれからの後継者対策の一つとしてますますふえていくと思われまます。このように村内の移住を考えても、確かに高齢化や人口減少を想定する中でとありますが、私は当面市街地はまだまだ拡大していくと思っております。この3月に、実は私は更別高校の前より病院まで歩いてみました。私の足で30分以上の時間がかかるのです。今病院に皆さんどうやって行っているのかなと聞きますと、村民バスや十勝バスを利用されている方も多くいます。また、30年度の市街地における村民バスの利用状況を見ても、利用者数は前年度より1,000人近くふえているわけなのです。そういうことを考えますと、これからの住民の移動手段に欠かせないのは村民バスであり、そのバスも今自動運転等の技術が進み、大変現実味を帯びてきているわけなのです。そうすると、バスの運行しやすい道路網を考えるとともに、確かに中学校などの公共施設を建てかえるときも配置場所を十分考慮しなければならないし、あるいは今市街地で余り利用されていないとか、利用度合いの少ない村所有地のあり方もどうするかを考えた上で、今後市街地の全体をどのような形にするのか。今細長くなっていますけれども、市街地を中心にどのような形に持っていくかを描いた上で、私は宅地分譲を急いで進めるべきだと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんご指摘の点、ごもっともでございます。高齢者は本当に市街地に住まわれている方もおりますし、それはやっぱり移動手段の確保ということとか、いろいろな面で困難を抱えている部分もあると思っておりますし、また違う点から見ればコンパクトシティというふうに、医療機関とか福祉機関、それと買い物ができるスペースにそういう

ような福祉施設を、指導員がいるようなそういう施設をつくることもしっかり考えていかなければいけないと思います。今総じて市街地については、本当はきちんとした計画を立てていかなければいけないというふうには思っているのですけれども、民有地のこととかいろんな部分ありまして、ただ中学校あるいは給食センターの改築あるいは新築等々、場所の問題もありますし、そこはしっかり考えて、また議員の皆さんにもご提案、村民の皆さんにも提案をさせていただきたいと思います。本当に移動手段については、今採択を受けてやっておりますけれども、IoTを活用した農水産の推進事業を3年間で何とか移動手段をコミュニティーバスだけでなく、デマンドあるいはタクシーの実証実験によって何とか実現にこぎつきたいなど。高校前から病院まで30分というのは本当にわかりますし、足の悪い方もおられますので、そこら辺はきちんと配慮していかなければいけないと思っております。

最初に答弁でも申しましたように、本当にお恥ずかしいと思っています。この場をかりておわびしたいのですけれども、全ての議員の皆様方に大型分譲地は喫緊の課題であると、必要であると。何件かはいろいろと細かな分譲を行ってきました。でも、やっぱりすぐにする必要があるのではないかということで、今日の時点に至って民間の住宅地、アパートあるいは分譲地、それが一切ありません。これは、本当に村民の皆さんへ申しわけない気持ちでいっぱいであります。なおかつ今織田議員さんからご指摘があったように、今具体的に話を進めています。早急に土地の利活用委員会等々を通じまして、土地の取得あるいは村有地の活用ができましたら、その部分については大型分譲地を開発し、直ちに分譲を開始したいと思います。準備ができた段階で、村民あるいは広く管内の皆さん方に更別村で住宅分譲が始まるということで、私は全部の整備が終わる前にこれを交付したいなどというふうに思っていますし、民間住宅も今回の議会で通していただきました。民間のアパートあるいはマンションの補助事業について採択をいただきましたので、何とか個人あるいは法人、民間の方にその部分で分譲までは若干時間がかかるとは思いますけれども、その間に何とか喫緊にそういうアパートとか民間住宅地を建設していただければ、村としても本当にありがたいなというようなことを思っています。本当に喫緊の課題でありますので、その点につきましては深く肝に銘じ、今までの反省点に立ち返ってしっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○議長 7番、織田さん。

○7番織田議員 それでは次に、空き地、空き家対策の強化についてですけれども、市街地の中心近くに利便性のある空き地が多いわけなのです。実際そこに見つけて、そこに家を建てたいなと思っても、所有者がわからない、知らない、接点がない、あるいは所有者が相続絡みとかいろんなことがありまして、村外に出られているということも結構あるわけなのです。そういう場合、そこを希望しても、本人はなかなか話ができないわけなのです。

そこで、本当は直接話しするのがよろしいのですけれども、できればそのようなときに相談に乗っていただき、そしてまた仲介して、仲を取り持ってくれるというのですか、そういう人がいて、実際話を進めてもらって、条件云々まで話が進んで、委託することがやはり必要でないかと思えますし、そのような方が活躍されることで、少しでも市街の空き地、空き家が少なくなることもあるのではないかと思えますし、そういうことが行く行くは市街地の活性化につながると思いますが、最後に村長の考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 この空き地、空き家についても、織田議員さんのおっしゃるとおりであります。

先ほど答弁で申し上げました、現在の空き地・空き家バンクの登録、村ホームページに公開しておりますのは、空き地9件、空き家3件であります。直近の、今たくさんいろいろ点在されている部分があるということでアンケートを実施しました。空き地、空き家に対して手紙で送付をしまして、62件を送付させていただきました。うち有効回答が16件、うち空き地・空き家バンクに登録してもいいですよという方が、希望者が7件ありました。空き家7件のうち、全て村外の所有者の方でありました。空き地は零件で、登録に至ったのは3件であります。この部分については、現在までずっと収集をしてきて、企画政策課で情報の収集ということで、所有者の固定資産税納付書に同封をしまして、あるいは村内を随時循環して状況を調べるということで、どのところが空き地、空き家になっているかというところを調べました。職員、移住定住支援員が所有者を直接訪問しました、今回は。そして、その中で意向を直接確認をして、そこで掘り起こしを行っております。そういう点では、本当に村の中に仲介される不動産屋さんがあればそこでやっていただければよろしいと思うのですけれども、業者が地元にはいないということで、直接売買ができないということで、紹介ということで、村としては地元の情報収集をしてご希望に沿うような形で、また相談を受けた場合にマッチングができるように、バンクに登録していなくてもそうした努力をしています。分譲地の残念ながら抽せんに漏れた方とか、登録はしたくないのだけれども、いいですよというような形で不動産屋さんとか、そういうふうな形で仲介業者の皆さんにそういうふうな方を紹介したりをしております。ただし、所有者が売るとか貸す意思を示さなければ大変難しいところでもありますし、何しろ個人の財産ということもありますので、また家庭の事情にもかかわる問題でありますので、なかなか難しいところありますけれども、放置をすればこれが危険家屋になったり、十分対応できない部分も出てくるということで、これも以前空き地、空き家特別措置法の活用についてもご質問を受けておりますけれども、こういう部分については当面は担当課において利用者の増加に向けた活動を継続していきたいというふうに考えております。村外の仲介業者さんがチラシを配ったときには、もう既にその前に完売であったというような状況もありますし、そういう点から見れば村としても情報収集に努め、そしてそういう希望の方にはマッチングをして、私有地にかかわる部分の取り扱いについては特に配慮しながら計画等の立案に

当たっては調査研究をこれからも進めて取り組んでいきたいというふうに考えております。
以上であります。

○7番織田議員 以上で終わります。ありがとうございました。

○議 長 順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。

今般採択実施されているスマート農業推進事業の実装事業が本村導入において、いかなる効果が期待できるのか、その真意についてご質問させていただきたいと思っております。

村は、国の助成を受け、農林水産業IoT（Internet of Things）モノのインターネット化推進により経済的、人的効果の向上を実現すべく、ロボットトラクター（無人）、ドローン新技術による鳥獣害被害の縮小、スマート定住条件強化事業でのデマンド交通、利用者の要求に応じたバスやタクシーの運行予約システムなどの事業に乗り込んでいますが、刻々と変化する国内外情勢を鑑み、単に経済的側面だけを捉えた計画には多少違和感がございます。

第6期総合計画で「住みたい 住み続けたいまち」をスローガンとし、地域創生のための重点施策につき記述しております。中でも農業者を含む人口減少や少子高齢化、子育て、障害者対策は村の存亡をかけての必須の取り組みであります。ICT、情報通信技術の活用事業では、既に道内各地で官民共同により実践的実装事業が展開されている中、更別村が行う実装事業の特質とは何なのか、見解をまず求めたいというふうに思っております。本実装事業が研究のための実証実験事業であってはならないと思っております。大切なことは、総合計画冒頭での、ともに未来をつくり上げていく、住民の充足感があって、初めて村の魅力が発信できるわけで、近々の課題に対し住民と行政とのミスマッチがあってはならないと思っております。村長のスマート村の構想での技術革新、イノベーションを進める真意と方策につき見解を求めます。

1番目でございますけれども、今般スマート農業推進として近未来技術等社会実装事業が採択されましたが、あくまでも更別村に導入するという実現を根拠として行っているのかお伺いしたいというふうに思います。

2番目に、本実装事業の課題として規制、制約や法的整備においてのハードルが高く、事業実施の足かせとならないのか、その点についてもお答えいただきたいというふうに思っております。

3番目、国内農業ではTPP締結、EPA、FTAなど、市場開放による価格激化が進む中、農業者への関連費用負担増が想定されるが、導入実施に向けていかなる検証を持って推進を図っていくのか、その真意もお答えいただきたいというふうに思っております。

4番目、関連でございますけれども、スマート定住条件強化事業でのデマンド交通や買い物システムなど、行政主導による費用負担のあり方、さらには利用者頻度、導入の時期的課題もあると推測されますが、財源確保等があつての計画となっているのかどうかお尋

ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご質問、スマート一次産業事業導入実現に向けての対応についてお答えをしたいと思います。

これまでさまざまな地方創生関連の取り組みを進めてきた中に大規模農業を展開する更別村をフィールドとして農業のスマート化の研究を進める東京大学の平藤特任教授を初めとする研究機関あるいはソフト開発を進める企業や団体等とのかかわりを持つことができ、農作物のビッグデータの収集などの研究が進んでいます。実証段階に来ていることは以前にも説明をさせていただいているところであります。

村といたしましても、先端技術を活用した研究が本村の大規模農業の中に取り込まれることは、本村の課題や農業の継続的な発展に結びつくものと考え、研究機関等との協力、連携を深めております。研究の前進に向けまして国家戦略特区の申請を行い、その後近未来技術等社会実装事業につきまして、北海道、岩見沢市、更別村の共同提案により申請を行い、昨年度に採択を受けることができました。同事業は、内閣府が中心となって各省庁と規制緩和の調整を行い近未来技術の普及を目指すもので、全国で14の地区が事業採択をされております。予算措置につきましては、内閣府の地方創生推進交付金の採択により、今年度からドローンの管制システムによる編隊飛行実験及び農薬散布実験、また課題となっております高速情報インフラの一部整備を計画しておりまして、8月6日には更別村スマート一次産業イノベーション協議会として実証しました公開実証テストを初め、順次事業を進めているところであります。また、農水産省の事業でありますスマート農業加速化実証プロジェクトにつきましては、農研機構からの受託事業であり、昭和区の岡田農場が実践農場として生産現場にスマート化を導入することによる作業の効率化や農作物の適正管理が従来の農業と比較してどのような効果や経営面での有意性をもたらすのか、2年間にわたる検証を進めるものであります。

ご質問の1点目であります近未来技術等社会実装事業の導入実現の関係であります。本村の農業は既に大規模化が進んでおりまして、家族経営で現在の規模を維持するにはさらなる省力化や効率化が必要であります。また、ドローンやAIなどの先端技術を取り入れ、農作物を管理することにより収益性の向上が図られるとともに、所得向上が期待されるところであります。農業関連企業においても、そのような観点から実用化に向けた研究を進めています。既に一部のメーカーではロボットトラクターを販売しており、現在研究段階の製品につきましても早い段階での販売が想定され、スマート農業が研究で終わるのではなく、RTK-GNSS、GPSトラクターを初め、村内にも導入は始まっている状況と認識しております。

ご質問の2点目、本事業の規制や法的整備と事業実施の関係につきましては、ご指摘のとおり例えばドローンの飛行につきましては航空法による規制がありましたが、農林水産

省から7月30日付で発出されたガイドラインにおきまして、補助員配備の制限が残るものの、農薬散布や編隊飛行など多くの面で緩和が進んでおります。本実装事業につきましては、全国で事業採択されており、各地で行われる分野ごとの試験を継続する中で課題を整理し、社会実装に向かうものであり、国においても2025年を目標に農業現場への新技術普及に向けた取り組みを進めていることから、技術的な課題の解消とあわせて法整備も進むものと考えております。

ご質問の3点目、市場開放など国内農業情勢、国際農業情勢と本事業の導入実施に向けた推進方策であります。ご指摘のとおり、TPP11、日欧EPAの締結や日米貿易交渉の影響など、国内外の農業動向には危機感を持っております。関連した費用負担や経費負担については現段階では図りかねるところでありますけれども、国や道、農業関係団体の動きと連携を深め、適切に対応してまいりたいと考えております。

一方、本事業の推進に当たっては、例えばドローンを活用した作物管理を取り入れる場合におきまして、導入費や維持管理経費、利用方法、資格取得経費などとともに、費用対効果等が数字として示されてまいります。本事業の期間終了後すぐに現場での普及が進むというよりは、現在の農作業機械を活用しながら徐々に拡大するものと推測しております。国の補助事業等により農業者がみずから導入する方法、あるいは農業者の所有ではなく、受託業者が作業を請け負うことも想定されますが、画一的なスタイルではなく、経営形態に応じてスマート化によるメリットを生かすことが必要であると考えております。

ご質問の4点目、スマート定住条件強化型事業の交通や買い物システムに関して費用負担や利用者頻度、導入時期の課題とそれに伴う財源確保との関連であります。スマート定住条件強化型につきましては、農林水産省の農山漁村振興交付金に含まれるものであります。近未来技術等社会実装事業と直接関係する事業ではありませんが、スマート農業の取り組みを進める中で申請し、採択をされたものであります。農業生産基盤が安定し、今後も持続的な発展が期待できる地域におきまして、生活の中にスマート化を取り入れ、生活環境の充実を図ることにより、村に課せられている課題をスマート農業というスーパーシティ構想の中で定住化、地域力の向上あるいは課題の解決を目指していくものであります。今年度から3カ年の事業となっております。1年目の今年は、事業計画の策定と交通や買い物といった村の課題に取り組むこととし、現在村内の交通に関するアンケート調査や村民バス利用者の調査を行っております。また、いわゆるデマンド交通の実証試験にも取り組む予定でありまして、ことしの冬と来年夏の2回の試験運行を今予定しております。この試験運行につきましては、スマートフォンなどを活用するシステムとあわせて電話予約での対応等を行い、10人乗りのワゴン車が予約先を巡回し、農村部においては曜日ごとに方面を決めて運行する、現在の村民バスに近い形を想定しております。試験運行の利用状況と、さきに申し上げましたアンケート結果、村民バスの利用状況などを勘案し、村内で利用しやすい移動手段の確保の検討を進めるとともに、予算につきましては現在の村民バスの予算規模が目安となりますけれども、新たな財源として国庫補助金の活用について

も調査をしております。移動手段を持たない、あるいはこれから移動に不安がある方やそのご家族を含めて安心して住み続けられる環境の整備に努めてまいりたいと思います。スマートシティの部分については、まだ採択をされておられません。10月の末に申請をするということで今準備を進めておりますが、これについてもしっかりとした構想を立てながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今のスマート農業に対する実証実験の導入に向けての補助事業に対するご回答をいただきましたけれども、少しまとめさせていただきたいと思います。

まず、ドローンによる農薬散布等の実証実験という形でございますけれども、これは全国である程度の実施をしているという部分がございますけれども、更別村の農業形態を鑑みたときに、畑作主要4品、輪作体系の確保対策も含めて非常に畑の圃場の使い方というものは毎年毎年変わってまいります。その中で、基本的には農薬の新規開発も兼ねての課題になるのでしょうかけれども、ドローンで本当に賄えるのかどうかという部分が非常に不鮮明過ぎるという形の中で、その中で押さえ方というのをしっかりまず捉えていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

次に、TPPの関係、いわゆる農業の所得の関係でご説明いただきましたけれども、このドローンというか、スマート農業に対する、まず実証実験とありながら、やはり費用対効果、いわゆるドローンを中心とした使用に対する費用対効果が出ているというふうにご回答いただきましたけれども、これは私が心配しているのは、ご質問させていただいたのは、TPP等発効される部分ももう既に実施という部分で動いております。まして今般アメリカとの2国間協議においても既に締結に入るという段取りに入りました。ですから、従前のTPPの交渉の、いわゆる更別村が置かれている農業の状況の施策をした中で、おおむね更別村が畑作で年収95億円程度、酪農、畜産で45億円程度、140億円をベースとした捉え方なのですが、これに対する影響度というのは総体的に畑作が40%の生産額減、酪農については畜産を中心に加工用乳用牛も含めてということで6割程度の価格低迷が想定されるということで、これはもう既に前々回も含めて何度もこの議場で論議した経過がありますけれども、このような実態の中で単にドローン、いわゆる同様の近未来化に向けて経費の軽減ができるのかという部分について、私は先ほどご質問をさせていただきましたけれども、所得が下がる中で農業者に対してそれだけの自走トラクターにしろドローンにしろある程度の整備を図るとい形になりますと、それなりの費用がかかってくるということはもう現実になるわけですし、それらの捉え方を村としてどう捉えているのかということをご質問させていただいているところでございます。

もう一点、まとめてしまって申しわけないのですが、デマンド交通につきましては村長からご説明いただきましたけれども、いわゆるアンケート調査について、村民の今調査している最中で集約中ですから、ここについては事細かくにはご質問させていただき

ませんが、ただ私が思うには、今般のこのアンケート調査、多分村長の今のお答えの中ではデマンド交通とって村内の交通網の、いわゆる医療機関、買い物弱者、医療に向かう部分、村内をまず想定した多分アンケート調査になっていると思うのです。ところが、多分ご希望されている方は村内という限定した中での捉え方はしていないのではないかとこのように思っております。これは、あくまでもアンケート調査の結果を見てみなければわからないという部分がございますので、この部分だけのデマンド交通に対する対応については、やはり十分村外も含めたニーズがあるのだということの潜在的要因があるということをも十分踏まえた中で対応を図っていただきたいと思っております。

それと、将来的にこれは3年の計画で、これからの形になるでしょうけれども、基本的にはこれはやはりスマートフォンだとか、いろんな部分での利用も含めて、電話も含めてという形になりますけれども、やはりこれは利用者側のどうなのかという部分を十分踏まえた形の中の対応を図っていかねば、高齢者、ひとり暮らしのご老人等を含めた中で、高度な技術は確かに必要かもしれませんが、高齢者は電話するのですら今大変な状況になっているという実態もあるわけですので、本当にその分の要望に対して村として真摯に迎えて、高齢者に本当にきちとした対応できるのかという、これはやっぱり不確定要因がありますので、その点は十分配慮しながら、最もいい方法がとれるような形で進められるよう、せっかくの補助事業、まだ採択されていないと言いますが、補助事業でございますので、それらも含めた形の中で実施していただきたいというふうに思っております。

以上ですけれども、2点まとめさせていただきましたけれども、前段の部分のスマート農業に対するご回答をいただければと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 全くおっしゃるとおりでありまして、実証実験等、幾つかの項目に分かれております。ドローンを飛ばして、この間も2機編隊飛ばしました。ただ、台風の被害があり、小麦の防除ができなかったことによる出発点でございます。何とかできないのかというようなことで、ではドローンで何とか農薬散布ができないかという研究もありました。その部分については、やはり私たちの村の圃場の規模に合わせて、それが本当に適切なのかどうかというお話もいただいております。最低でも5機編隊で飛ばないと、これは非常に難しいところもあります。ただ、機械の導入、新しい機械もどんどん、小麦のハーベスターでは収穫をしながら水分あるいは養分等の分析がされるものも出てきております。そのデータを今蓄積もしておりますけれども、全体としては実証実験の項目が多岐にわたっております。自動トラクターによる作業実証には、整地作業の自動化により労働投下時間を3分の1以下にするという目標をKPIとして掲げておりますし、耕起、整地、播種、収穫といった作業の半自動化を実証するというところで今初年度では取り組んでおります。

続いて、ドローンによるセンシングにおいてですけれども、圃場の村を測定するというところで、生育状況のさまざまな、あるいは施肥の量のそういうようなむらですか、濃淡で

すか、そういうものをセンシングによって把握をし、それをドローンによって把握をしながらデータとしてフィールドサーバーですか、そこに持っていきまして、そこから自動トラクターとか、あるいはドローンにこれを搭載するというようなことで、今その部分についてはデータ観測というところを行っております。

ただ、もう一つは、この間も実験は成功しましたけれども、5分間で圃場を3Dマップというのですか、落として、それをドローンに積んで、すぐに自動でドローンが編隊飛行で防除するというようなことで、今その部分の研究も進めております。

農薬散布ですけれども、これもホクサン株式会社さんとか、いろいろコンソーシアムに入っているいろんな農機具メーカーさんとか農薬メーカーさん、農薬のかけ合わせ量を少なくして、農薬散布量の削減量を5%減少させることとか、病原発生エリアを減らすということで、その部分で液肥の可変散布ということとか、その部分を含めて今検証を行っております。

あと収穫要素の実証、土壌凍結のモニタリング、小麦自動播種のシステムの実証、そして経営栽培管理システムの実証ということで、それらを全てあわせて実証実験をすることによって、どの部分が村として非常に省力化あるいは適するののかというようなことで今取り組んでおります。

スマート農業のイノベーション、今特区も申請しておりますけれども、国交省の我が村が140億円の粗生産ベースでいきますと、生産誘発額は27億円、GDPが18億円押し上げ、それにより新規就業を、農業だけにかかわらず、181人という国交省のそういう計算ベースから出しております。そういった面におきましては、その部分をしっかり検証できるように将来的に目標として掲げながら、本村の農業に適合させた部分でしっかり取り組んでいかなければならないと思います。ただ、機械導入とか最先端の技術を駆使したトラクター、今逆輸入されたM7というトラクターが自動化で実証実験を開始しておりますけれども、この部分につきましても今とち財団が進めておりまして、このトラクターはISOBUS方式になっております。ISOBUS方式というのは、いろいろな情報機器が全てどのメーカーさんであっても均等に使えるような技術開発ということで、メーカーさんごとに変わるのではなくて、そういうような形で今進めております。

2つ目のデマンド交通ですけれども、本当に高齢者の皆さんの足の確保ということでいえば、ご指摘があったとおりであると思ひまして、安村議員さんおっしゃるとおり、やっぱり村内だけではなくて村外も想定していかなければならないというふうに考えております。いろんなところで今話を進めておりますけれども、できれば自動化で買い物に来る、村内の場合はということありますけれども、電話あるいはタブレット、高齢者にタブレットはどうなのかという意見もあります。本当に絵を押すような、記号を押すような形で何とかそれを集約して、それでできればやはり十勝バスの停留所だけではなくて、帯広とかいろんな部分も行って帰ってこれるような、3年間で実証実験等も村内を通じて、その先にやるものも目指していきたいというふうに思います。これについては、高齢者について

総務省と、特に内閣府からもスマートシティは何も高技術開発とか最先端実験をやっているところが選ばれるのではないのですよというようなことを、村長、くれぐれも間違いな
いくださいよということをおっしゃいました。つまり村の課題があります。移動、物流、行
政、支払い、遠隔医療、遠隔福祉、遠隔介護、遠隔教育、いろんな部分を含めて、村にあ
る喫緊の課題をIoTとかICT、AIを使って、どの部分をどう解決して、どういう絵
を描いて持続可能な村をつくるのか。その解決する部分で国がこの課題を解決するには
あなたの村が非常に日本の典型として最適ですよというような話もいただいております。
そういうような意味で、スマートシティを獲得しながら、さまざまな規制緩和を求めつつ、
本当に高齢者等々に優しい村づくりに努めていきたいと思っておりますし、本当に喫緊の課題は
この部分では高速通信網のことがあります。今BWAということで村内3カ所に来ますと
いうことで今話を進めております。場合によっては、5Gが実証段階において導入される
ことも考えられます。この部分も含めて、しっかりと国あるいはそういう企業さんともタ
イアップをしながら、今進めている近未来技術実装が村の未来にとって資するものになる
ようにきちんと取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 基本的に、今お答えいただいた中で再度確認もさせていただかなければ
ならない部分があるのですけれども、デマンド交通については今村長が答えていただきま
したので、ある程度理解なりなんなりさせていただいたところでございますけれども、ス
マート産業でございます、基本的には。危惧しているのは、スマート産業に対する取り進
めの方針です、あくまでも。スマート産業、これ今私はスマート農業と言ってしまいまし
たけれども、基本的に国としてはスマート産業、いわゆるいろんな部分のさまざまな分野
でのスマート化をしようということで、予算措置もすごく、令和2年に向けてかなり予算
措置をしようとして張り切っているわけですけれども、基本的には更別村が農業を主体と
して、その改善を図って、省力化を図って、収益の向上を図ろうという今ご説明、それを
主眼とした対策で実証実験をやりたいというお話ですけれども、基本的には、申しわ
けないですけれども、更別村も国の支援をいただいて、もう既に自走トラクターの何十台
も着手しております。その部分が、ではその分プラス、今農業者が一番頭を悩ませている
というか、一番技術投入しているのは、いわゆる土壌分析だとか施肥設計なのです。その
部分というのは、もう何十年もの積み上げの数字なのです。よろしいですか。土壌分析、
施肥設計というのは何十年もかかって、農協連が中心となって、何十年もリターン、リタ
ーンしながら農業者個々が積み上げている施肥設計なりの部分なのです。それがいまだか
つてその解決策といいますか、妥当性を追求できているという部分はもう何十年もやって
て、ないのです。これが農業なのです。確かにわかります。スマート産業に参入して実証
してと。これ基本的に村の部分は今農業として農業者をどういうふうに向けていくのか。
農業という産業をどういうふうな形で持っていくかという部分が、僕は今近々の課題だと

思っているのです、実質的に。

いわゆる熱中機構に対して、たまたま研究者が来られたから、それも含めてという話は、僕はそれは賛同できません。これは、研究のための研究であって、実証でないですもの。平たく言えば実証でないです。実証実験やったとしても、先ほど申し上げたとおり、もう土台として土壌分析だとか施肥設計なんか何十年もかけてやっているのです、農業者はお金をかけながら。よろしいですか。それなのに、スマート農業化したからといって、すぐデータが蓄積されて改善できるなんていうためしがないと思います。これ我々が生きているというか、我々が亡くなって50年後、60年後にはあり得る可能性は、発生というか、実証される部分もあるかもしれませんけれども、僕はその分で正直言って、もうこのロボット化だとか自走トラクターなんて、村長ご存じのように北大が中心となってやっているのではないですか、もう既に何年も前から。もう実証に入っているのではないですか。岩見沢だとか江別だとかに入ってやっているのではないですか。何でそれを更別村が再度という形で、それは申しわけないけれども、全道一円の中でやっているのだったら、それをその実態を踏まえた中で更別村に応用できるような形で、何でそれをフィードバックするような考え方を持たないのですか。私は、そこがやっぱり疑問です。それに対して、これは実証実験に対して1億4,700万円という膨大な資金を使いながら実証するのです。やはり僕が思っているのは、第6期更別村総合計画の基本目標に上げた部分、産業が元気なまちづくりでの農業、林業、商工業、これの取り組みをいたしますと書いてあるわけですから、まず近々の課題。冒頭で申し上げたとおり、いろんな課題をまず先決としてきちっと整理した中で私はやるべきだと思うし、このスマート産業が悪いとかなんとかではなくて、やっぱり村の大切な財源を、補助事業といえども、財源を使つての実証になるわけですから、先ほど冒頭の中でも言いましたように、やっぱり行政と住民がニアミスを起こしてはいけません。そういう部分を捉えた形で進めてもらいたいと思いますし、今ドローンについては1件だけです。本当にそれで実証実験になるのかと、私は疑問符もあります、正直言って個人的には。それであるのだったら、3カ所、4カ所やるべきです。鉄南、鉄北、上更別だとかとやるべきです。そういうものも含めて、やっぱり整備していかなければならない場面に来ているにもかかわらず、それは実証実験だからその部分でということ、東大の教授なのか知りませんが、その計画性の中でいっても、これは村の主体性というのは何も見えてこないということ、私は思っているのですけれども、その点について最後になりますけれども、全体的な村の、申し上げたとおりTPPによって所得、農業者の実質生産額が下がるのです。最低限でも20億円ぐらい下がるのです、どう試算しても。農業者の農業生産額が20億円以上下がるのです。その中で改めてこのスマート農業に対してお金をかけて、そしてそれが実証されて、では実質的に導入しますよといったときに、どれだけのお金がかかってくるのだ。みんな国が面倒見てくれるわけではない、村が面倒見てくれるわけではないわけですから、その点やっぱりしっかりとした対策を踏まえた中で取り進めていただきたいということで、再度、最後ですけれども、村長の所見をお伺い

させていただきたいと思えます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんのお話ありました。何点かにわたりありましたけれども、1つは、この実証実験は熱中小学校に端を発した研究のための研究ではありません。これは、本村の農業者がさまざまな農業の課題を抱える中、それをどういうふうにして解決したらいいかということを研究機関等、あるいは東大を中心とするCRESTという国の研究機関と同時に研究をしてきたことから、その部分に端を発して村における農業課題を解決しようとするものであります。

更別村は、日本の大型畑作農地でありますし、圃場1枚当たり10ヘクタールを超える畑が点在します。公道を走行せずに無人作業が実施できる農地、これは20ヘクタール所有しております。これは、ソサエティー5.0を目指す農地集約化の将来に近い、国がモデルとする近い将来の環境を村として進んであります。その反面、大規模化が進んだことにより、農作業に占めるトラクターの作業時間が多く、これ以上の低コスト化は難しいという深刻な問題を村として抱えております。無人トラクター、IoT、ビッグデータを活用した生産性の向上の恩恵が極めて更別村が大きいというふうに国としても捉えております。そのために、スマート農業技術及びさまざまなシステムを、コンバインによる収量マップの情報、あるいは最先端農業の実証、自動化を行う中で、そしてそれをリアルタイムにモニタリングしながら、研究者が立てたいろんな部分について、それを村として生かしていくということであります。

特に実証する技術体系と考え方ということでありますけれども、今まで、先ほどお話ありました数十年あるいはそれ以上にわたって農協、共済連等が開発した農業生産履歴システムあるいは農業総合支援システム、これはマップもありますし、衛星も十勝全体の地図も圃場の地図も持っています。そのシステムを作業効率の省力化や、あるいは所得の向上に向けて、その部分をどういうふうにするれば実際にその村あるいはそのまちで収量のアップ、さまざまな、今無人トラクターが400台入っておりますけれども、それを効率的に動かせるかということで、その部分で原点であります。決して研究のための研究をするためにこれがされたわけでもありませんし、熱中小学校に東大が来たから、それで始まったわけでもありません。これは、地元の農家の方あるいは農業のそういうような課題がたくさん抱える中でそういうことが実証されてきたわけであります。東京大学だけではなくて、帯広畜産大学、株式会社北海道クボタ、株式会社農業情報設計社、十勝農業協同組合連合会、更別村農業協同組合、そして北海道農業研究センター、ホクサン株式会社、NECソリューションイノベータ、十勝農業改良普及センター、スペースアグリ株式会社、更別プリデイクション、そういうような形で全てが連合体となってこの実証をしようとしております。特に更別のトラクターにおいては、GPSトラクター400台、RTK-GNSSと詳しく言いますが、不具合として保安林周辺では位置補正データがトラクター側で受け取れない現状があります。さらに、衛星から送られてくるGLONASSという補正データが

一定の時間で受け取れない、または衛星みちびきへの対応が完全にし切れていないというようなどころがあります。これが続けば、既存のGPSトラクター、自動操舵トラクターも機能しなくなり、活用の機会も失われてしまうということも危惧されております。

そういった部分をしっかり実証しながら、更別村の土地あるいはそういうような圃場に合わせて、保安林の状況に合わせて、これをどういうふうに課題を解決していくのか。通信網の、言うことも含めて、しっかり農業者の皆さん、農協、普及センターの職員、農協連の皆さんがその辺の技術開発を今一生懸命進めているところであります。これは、将来にわたっての更別村の農業の発展に必ずや寄与するものと考えております。さまざまな意味で、リモートセンシングもそうです。これについては、今本当にトラクターやドローンだけではなくて、農業全体をデータ化して、本当に経験と知識、勘の農業ということも言えますけれども、私はそれも大事だと思います。培われた、やっぱりそういう農業者のそういう部分を大切にしながら、効率化、省力化できる部分はしっかりしながら、最終目標は農家の農業所得の向上です。所得が上がるということとTPPに対応するには、やっぱりそういうような先進、世界と戦わなければ農業は守っていきません。そのためには、だからプログラミング学習を去年から始めたのです。学習指導要領にプログラミング学習が載るからといって、子どもたちにやらせているわけではありません。将来彼らが最先端の技術が農業に、地元においてきたときに、彼らが自分の圃場に合わせて自分の土壌地質あるいは傾斜等の圃場に合わせてトラクター、無人トラクター、あるいはドローン、あるいはAIを搭載した作業機器ですね、トラクターの後ろにつける機器ですね、それを動かせる能力を今のうちに身につけさせることがTPP11や国際農業情勢の厳しい中においてしっかりと十勝の農業を守り、日本の食糧事情を守っていくことに結びついていくということで確信をしております。そういった点で、安村議員さんからご指摘のところもしっかりと受けながら、今後この近未来実装等、スマート農業あるいはスマートシティの展開に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村長の回答の中で、決して農業者は勘でやっているわけではないということだけは申し上げたいと思います。やはりバックデータを持ちながら、一生懸命今実施していますので、その点は誤解のないようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長 長 西山村長。

○村長 そこだけは、誤解を解いておきたいと思います。

私は、何も経験や勘で農業が今進んでいるというふうに話しておりません。その点、誤解しないでください。それも大事ですと私はお話ししました。そのことをしっかりお聞きになっていただきたいというふうに思います。その部分を含めて、より効率化、そして目指す部分について、所得向上、労働力の省力化を目指すにはその部分の高度技術も必要である。経験と勘、それも大事です。そして高度技術も必要です。そういう部分で農業を持

続ていきたいと思いますというこてお話ししましたので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長 この際、午後7時10分まで休憩いたします。

午後 6時58分 休憩

午後 7時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村政に関する一般質問を再開します。

順次発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に沿って村長に質問させていただきます。

質問事項は、ひとり親家庭などの医療費の助成における、親の支援拡大についてであります。時代は、まさしく少子高齢化社会に突入し、声高に対策はどうあるべきなのかと日本国中が悩み、問われ続けている状況です。昨年3月、国勢調査をもとに地域別将来推計人口が公表され、2015年から2045年の30年間で人口が半減する市町村もあるとのこと。あくまでも推計ですが、更別村の2045年人口も2,425人、高齢化40.4%、増減マイナス23.9%とありました。今日更別村における平成30年度の出生は22人、自然減は40人、また子どもの出生率は平成28年度十勝総合振興局発表によりますと1.60人、ちなみに全国は1.45人、北海道1.31人の出生率であります。今を生き抜く子どもたちが健やかで心豊かに成長するよう願うのは、いつの時代も皆同じはずですね。更別村では、切れ目のない支援や業務を打ち出し、他の町村よりも一歩先んじた子育て応援課設置が平成29年でした。これは、皆様もご承知と存じますが、保健福祉課で担当しておりました児童福祉部門と母子健康部門とを業務統合し、1、子育て応援係、2、母子保健係の2つの係を設置したわけでありませ。

さて、村長は平成29年1月1日に更別村子ども・子育て応援宣言を発表いたしました。ここに抜粋させていただくこととお許し願ひまして、その宣言には「子どもたちは更別村の宝であり、更別村の未来そのものです。その子どもたちが夢に向かって成長し、心豊かに育つふるさとをつくるためには、安心して結婚・出産・子育てできる環境を充実させ、地域ぐるみで子どもを守り、育てることが大切です」。中略。「日本一の子育ての村を目指し、ここに「更別村子ども・子育て応援宣言」を行います」とございます。この宣言を踏まえまして、村長にお尋ねさせていただきます。子どもの幸せは親の幸せであり、誰もが望み、そう願ひます。しかし、多様性の今の時代、さまざまな親と子どもの事情などや家族のあり方などもしっかり受けとめて、子育て応援課を始めとした心優しいサポートを期待するところてす。

そこで、現実ひとり親家庭も仕事、子育て、保育、教育と、いずれもとても大切ですが、一番大切なことはともに暮らす親の健康ではないでしょうか。更別村は、医療費の助成対象者としてひとり親家庭の親の入院、20歳未満の児童の入院と通院とあります。音更町では、上記の助成対象者をひとり親家庭の父か母、20歳までの児童で病気やけがで医療機関を受診したときとございます。つまりひとり親の通院は更別村では医療費助成の対象外となります。確かに村の子ども・子育て支援はとても手厚いと村民の方もおっしゃっておられますし、私もそう思っております。あわせて、子育て環境も親の健康もまさに欠かすことはできません。そこで、もう一步踏み込んで、日本一の子育ての村を目指すならば、いま一度申し上げます。ひとり親家庭などの医療費の助成を親の通院まで拡大は考えていただけませんか。

以上、村長の子ども・子育て応援宣言に大いにご期待申し上げつつ、全ての子どもの未来と幸せのために、親は太陽なのですから、前向きな答えをぜひとも村長にお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんからのひとり親家庭等の医療費助成における親への支援拡大についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にあるひとり親医療費助成制度は、北海道医療給付事業を基本として実施し、道の基準のとおり助成分に関しては北海道から2分の1の補助があります。その他各町村が独自に対象者、自己負担額等を拡大して実施している場合があります。更別村の場合、3歳未満児の初診時一部負担金、3歳以上18歳までの年度末までの子どもがいる非課税世帯の初診時一部負担金、住民税課税世帯の児童の1割自己負担分を給付することにより拡大して実施をしているところであります。また、所得制限があるため、その制限枠を超えたときには、ひとり親医療費助成制度の対象となくなると、子どものみ更別村子ども医療費助成制度の対象とし、子ども分に関しての自己負担が出ないように対応しているところであります。

議員のお調べになられた音更町は、中学校3年生までの非課税世帯は全額助成、ただし課税世帯の小学校1年生以上中学校3年生は通院1割負担として拡大実施しております。更別村は、子どもの医療費に関しては18歳の年度末まで自己負担の分の全額助成を行っており、管内でも手厚い制度となっております。音更町と比較し、劣っている点は、議員の質問にあるとおり親の通院費用の助成で、音更町では非課税世帯に対しては自己負担分全額、課税世帯に対しては自己負担分の3割を1割負担としている点であります。議員のおっしゃるとおり、子育て環境に親の健康は欠かせないと私も考えます。村としても重度身体障害者医療費助成、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成もあることから、その他の制度と均衡等も考え、子育て支援策の充実を図る上でより効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ご答弁をありがとうございました。

ただいま道の基準分、また本村から拡大しての補助分も私も理解したところでございます。ただいまのご回答の中で、村長ははっきりと更別村と音更町との比較ではひとり親の通院費用が劣っているとおっしゃいました。つまり私が申し上げたとおりだとお認めになったということではないでしょうか。

そこで、つけ加えさせていただきますが、私だけではなく、多くの方が子育ての喜びの反面、大変さもあることは承知しているところであり、ましてやライフスタイルもさまざまであります。家族のあり方や暮らし方を地域の中で見守りつつ、先ほども子ども・子育て応援宣言の中にも見守りというところがございました。私たち村も応援、支援は必要であると考えられます。とりわけひとり親家庭では、そのかなめである親の存在と健康は最も大事であるわけですから、入院など大ごとに至るその前に通院で体調回復がなされ、元気に仕事や子育てできる状態がベストだと私は考えているところであります。

十勝の中でも一歩先を走っている更別村ゆえに、ひとり親家庭などの医療費の助成で通院まで支援拡大を村長にいま一度お伺いさせていただきます。お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今小谷議員さんおっしゃったとおり、子ども・子育て応援宣言を出しましたし、今子育て世代には更別村のネウボラということで妊産期から出産、そして学童期に入るまで、あるいは高校生までの医療費等を無償にするということで、子育て世代を手厚くというふうな形で考えております。この部分が本当に十勝管内あるいは道内を見ても、全道的に見ても、総務省の統計から見れば、更別村は子どもの人口に占める割合が多い。そして、若い女性の割合が多い。そして、生産労働者の割合が多いということで総務省からお話がありました。私は、その施策等が現実には、今お話ありましたけれども、振興局の調査では1.60となっていますけれども、独自でやりましたら、出生率の調査では1.87という数字も出ております。今2人目、3人目、4人目というご家庭もふえています。確かに人口減少率は、そのときによって社会減は大きく左右するわけですが、昨年の自然増減がマイナス15であったということで、お亡くなりになる方々もご不幸にして多かったですけれども、しかし生まれてくる子どもたちも多かったということで、結果十勝管内では自然増減が最少の15に抑えられていたということからも、出生率を上げつつ、子育て支援をしつつということで考えていきたいと思っております。

小谷議員さんおっしゃったとおり、やっぱりひとり親家庭の父、母あるいは要保護世帯の保護者の方々におきましては、子どもたちを育てていくのに親御さんの健康というのは非常に重要な部分であるというふうに考えております。私としても、ぜひこれについては音更町さん、あるいは全国各地の状況も調べさせていただきましたし、課のほうでも数値も計算しております。条例制定には若干の時間をいただきたい、そしてその効果についても検証したい、財源をとということを鑑みながら、ぜひとも前向きに実現に向けて、これに

ついて取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 大変わかりやすくご回答いただきまして、ありがとうございます。

ただいま村長のお話の中で若い女性が多いというのはもちろんよいことでありますし、私たちもかつて若かったわけであります。そして、生産人口が多いというのも、もちろんよいことでございますし、最初のお答えの中でたくさんの子どもへの助成があるのですねとおっしゃったのも、私も全部ではございませんけれども、確認しているところでございます。

関連性がございますので、2点ほどお話を申し上げ、お伺いさせていただきたいと存じます。1点目、少子化対策と人口減少、これは日本中の問題とこのたびの質問前段にて申し上げます。きょうやあすに特効薬のような2つのこの解決策はあり得ませんけれども、そうは言いつつも、私はもしも関連してあるとしたならば、魅力ある村づくりがキーワードだと勝手ながら思っております。住んで安心、みんな幸せな村であることは願いであり、重要であります。るる住まいなどの住環境や子育て環境、保育、教育はもちろん、医療、福祉、そして地域コミュニティーと全てにおいてこの更別村のよさと住みやすさも含めましてPRあるいはアピール、またお勧めできるとしたならば必ずや住んでみたいと、そういった移住も含めて村の人口増加にもつながることであると考えます。そして、村のホームページの有効利用も当然ながら、これからはもっともっと発信の必要性が求められると考えますが、どのようにお考えをお持ちでしょうか。

そして、2点目、私からの今回の質問は、特別に優遇を望んでいるものではありません。この更別村での生活を続ける上で軽減がなされるならばとの思いからでございます。このことを初めといたしまして、村民全てが幸せであるよう、そのさまざまな支援や制度がわかりやすく、また知らずに1年も過ぎてしまうというようなことがないように周知、お知らせなど、きめ細やかな行政サービスを希望してやみません。しかしながら、何度も申し上げますが、暮らし方や生き方の状況は人それぞれですし、自助努力はもちろん必要です。全てを村任せにして、何でも支援などが必要と思っているわけでもありません。本村では、住民サービス、そして制度が充実した中で村民がさまざまな事情や状況になったときに安心してその悩みや困り事などの相談がなされるような窓口や各課の体制であってほしいものでございます。この点につきましてどのようにお考えかと、以上2点、これは期待も私から込めまして、最後に村長の見解をお伺いしたいと存じます。お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 少子高齢化を迎えるところでありまして、非常に大きな課題もあります。ただ、子どもたちも元気でお年寄りも非常に活発に活動しておられます。その点につきましては、やはり生きがいの持てる、本当に住んでよかった、住み続けたい村を持続可能な村

を実現していかなければいけないというふうに思います。

その点におきまして、1点目にありました子育て支援策とか、いろんな部分で発信が足りないのではないかとというようなことをいろんな方から指摘をされます。村内の方はもとより、村外の方からも指摘をされております。今若者のプロジェクトの中でSNSを使って村の情報を発信したりという方法も必要ではないかということで具体的に検討しておりますけれども、子育て支援策あるいはさまざまな村のそういうような部分について、発信力を高めるようにPR、アピールできるようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

2つ目ですけれども、その点につきましては村民の方に、特に子育て世代も含めまして、さまざまな行政サービスがどのように行われているのかということにつきまして、窓口をワンストップサービスにするとか、いろんな点で努力をしておりますけれども、その部分でもしっかりと村民の皆さんにわかりやすく、そして本当に活用していただけるような、いろんな困り事とか相談事に速やかに対応できるような、そういうような行政のあり方を目指していきたいとします。総じて、今本当にやらなければ、いろいろな課題が山積する中で持続可能な豊かな村の実現、継続というのは非常に厳しい状況に立たされていると思います。その辺を職員一同、私とともに自覚をしまして、一つ一つのライフラインを含めまして村政にしっかりと取り組んでまいり所存であります。

以上であります。

○3番小谷議員 ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

○議 長 順次発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 通告に基づいて、質問させていただきます。

今回は、農福連携ということで話題を絞っております。実は、今回の議会に報告しておりますけれども、総務厚生常任委員会は障害者の就労についての調査を行っております。それで、今回は株式会社、帯広の事業所2カ所を調査し、継続とさせております。

それで、きょうの一般質問で遠藤議員が質問したとおり、村はさらべつ版生涯活躍のまちづくり構想の中で障害者、高齢者、一般の方、児童等が自由に交流をし、ごちゃまぜの共生社会の中で障害者の就労をどのような方法で進めていくかを今検討中でありますので、議会においてはこれは今結論は出せないということで継続とさせて、今調査中であります。

それで、報告書にもありますように、障害者の就労については個人、個性の異なる人、例えば就労していない期間が長くて生活環境が乱れている人、それからもちろん他人との接触が苦手な、そういう人たちを対象にしまして、農業体験を通じ生活のリズムの改善、コミュニケーション能力の向上を図ることを期待しますと。

それで、前段もちろん職員さんも勉強していることでしょう。私も今回このことについて担当になりましたので、若干調べさせていただいたのは事実なのですが、前段として農福連携は農業と福祉が連携をし、障害者の農業分野での活躍を通じて農業経営の発

展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みであり、それで近年農業経営体による障害者の雇用がふえております。また、障害者就労施設による農業参入もあります。作業受託等、さまざまな形で近年急激に動きが見られております。その原因といたしますか、要素ですが、若干調べさせてもらった。これは、J O C Aからも数字もらいましたのですけれども、日本の障害者の総数は936.6万人、940万に近いと。これは、人口の約7.4%に当たります。そして、村ではどうですかと。身体障害者が155人、療育手帳が31人、つらいですけれども、精神の障害者が25人と。それと、これはちょっと違う話ですが、特別支援学級の在籍児童が45人。これを3,200人で割り返しますと0.086、ちょっと0.09に近いです。若干全国よりは高い数字が出ています。

それで、今なぜ農業と福祉が取り組まなければいけないかという前段で、日本の農業の基幹的農業者は、その平均年齢は、前にも質問していますけれども、67歳です。70歳以上の層がピークであり、農業での労働力の確保は喫緊の課題であります。農福連携を通じて障害者の農業への参画が促進をされれば、現場での貴重な働き手となることが期待をされていると。

また、障害者自身の働く意欲の高まり等を背景に、障害者の福祉から一般就労への移行者は、これは調べたのですけれども、平成20年度3,000人から平成29年度は約1.5万人と、10年間で約5倍になっていると。それで、就労移行支援事業等の就労系の障害福祉サービスを利用した後、そこに勤めて、民間企業等に就職した者の数も非常にふえていると。それで、その結果が、これは国のほうからもらったのですけれども、国って全中のほうからもらった。農福連携に取り組む農業系の約8割は、受け入れた障害者が貴重な人材となった。それから、5年前と比較をして年間売り上げが増加をした、これが6割。それから、障害者就労施設の約8割が利用者に体力がついて長い時間働けるようになりましたと。それから、約7割の人が各5年間、会社のほうですよ、賃金、工賃が増加しましたよと。約6割が利用されている人の表情が明るくなったと。農福連携に実際に取り組んだ事業所は、多くの方がよい影響があったと報告を受けております。

それで、現実十勝管内でも新聞報道されていますから、幕別町では本年度から本格的に検討した。これ7月31日付の道新。それで、事務局というのが中札内高等養護学校の元教員を嘱託職員として採用したと。それから、10日の日ですか、芽室町でJ Aめむろと町役場がつなぎ役を担い、社会福祉法人柏の里と農家のマッチングを行い、そしてJ Aの労働支援対策課が中に入って知的障害者9人がカボチャの収穫をした。それから、余りほかの議会は言いたくないですけれども、音更の議会ではN P O法人で2名がお仕事をされた。最近非常にマスコミ等にも多いのです。

それで、農業新聞が主体ですけれども、全中も動いた、J A全農も動いたということで、6回ぐらい連載があったのです。農業新聞では、広がる農福連携として道内の事例を6回にわたって出しております。主なものは、花の栽培、寒締めハウレンソウ、大豆の豆腐製造販売。それで、今回調査というか研修させてくれなかったのですけれども、帯広市でく

さなぎ農園というのがありまして、飼料製造、養鶏、養豚、就業時間は1日5時間か6時間、それから就労支援のA型とB型の事業を展開していますよと。それで、職業の指導員がいて、生活指導員、6人でサポートをしていますと。それで、その社長さんの話なのですけれども、これも新聞に書いてあったとおりなのですけれども、農福連携を進めるには受け入れ側の覚悟が必要ですと。雇用するという意識で年間を通じた仕事をつくり、給料を払える体制の構築が最初ですと。それと、覚悟と計画の見通しがなく、見切り発車をして撤退する例も多いですよと。それで、それぞれの適性に合った仕事を分担すると。できるだけ多様な仕事を用意する必要があると。これも連載のあれなのですけれども、恵庭市のイチゴ農園ですけれども、大事なこと書いてあるのです。派遣の段取り、工賃、人数は福祉施設に任せると。こちらで言わない。農福連携の推進には、農業、福祉の双方を理解し、橋渡しをするコーディネーターが必ず必要ですと。それから、JAびばいはハスカップの収穫、それで問題点もあるのです。時期が限られた農作業になってしまった。安定した作業の確保が必要であると。それと、問題点、施設の職員が減少をすると。なかなかない。そして、農業、福祉側相互が互いに作業できる範囲などの理解が必要です。これは、千歳のB型事業所から毎日4人ですと。それから、冬の雇用の確保のためにみそづくりをしていますよと。

ここからなのです。更別は、これからの話なのでしょうけれども、今後障害者が農業分野に活躍する場の創出に当たっては、現場において、私どもなのですけれども、どうするかということ、行政も含めて。1つ目には、知られていない。農福連携という取り組み自体がよく知られていない。メリットが多く関係者に十分に浸透していない。2つ目、踏み出しにくい。どうやって始めてよいかわからない。農業、福祉の双方ともお互いのことをよく知らない。農福連携を通じた農業経営の発展、人材育成と手間と費用がかかるのではないかと。最初から心配をしていると。3番目、広がっていない。経済界、消費者を巻き込んだ社会全体の広がりが見えにくいと。このような観点から、農福連携を農業分野における障害者の活躍、促進の取り組みにとどまらず、ユニバーサルな取り組みとして農業分野ばかりでなく、さまざまな産業に広げるとともに、これは国の文書にも書いてあるのですけれども、高齢者、生活困窮者、ひきこもり状態の人々の就労、それから社会参画を支援する、ここに問題もあるのでしょうけれども、犯罪、非行した者の立ち直り支援等、その人たちにも対象を広げ、捉え直すことが重要であると。

それで、具体的に上げる段取りとして、農業側サイド、1つ目、農業法人などの障害者雇用、これは当たり前です。2つ目、農家らが福祉サービス事業を設立する。3番目、障害福祉サービス事業所への農業技術の指導を行う。4番目、JA等が障害福祉サービス事業所が生産した農産物の販売を率先して行うと。逆に福祉事業所サイドでは、1つとして障害福祉サービス事業所みずからが農業生産を行う。2つ目、障害福祉サービス事業所が農業法人を設立すると。こうやって書いてあるのです。農福連携の推進には、一番大事なことですね、稼げるモデルが必要であると。それと、もう一ついいことは、農業にはど

んな人でも活躍できる仕事があると。それと、一番大事なことは、脱施設の動きが必要であると。障害者の自立とそれを支える地域のケアシステムは、障害者のためだけでなく社会のために必要があると。これで、ちょっと恥ずかしいのですけれども、若いからは逃げられず、誰もが日々衰えていくと。同じなのです。思わぬ事故、大病で体の自由を失うこともあります。障害者が普通に暮らせる社会を目指すのは、たまたま今自分が健常者であるから気にしないと。毎日気にしていたら、これは大変な話なのですけれども。

それで、最後ですけれども、農福連携の推進には、先ほど申し上げましたけれども、稼げる経営モデルの構築が最重要であると。それと、農業にはどんな人でも活躍できる仕事があると。それで、これは静岡県浜松で有名なところらしいのですけれども、農業法人京丸園、これ100人の従業員がいて、そのうち25人が障害者だと。高齢者と女性が多いと。年間4億円。これミニチンゲンサイだそうです。自分の農園の栽培システムに合わせて障害者らを雇うのではなく、障害者に合わせられるように栽培システムを見直したと。これは、発想の転換なのです。今農福連携にかわる事業者を国は3,000個つくる目標を掲げております。事業が経済活動として益が上がる事業であることが、これはしつこいようのですけれども、最重要であると。それで、うちの保健福祉課長に相談したら、道も余りぱっとしなかったと言ったら失礼ですけれども、これ知っていると思うのですけれども、道も関係しているのです。農業に取り組む障害者就労施設が生産した農産品、加工品等の販売を農福マルシェとして全道3カ所で、帯広は10月5日と6日、イトーヨーカドー店で販売するそうです。村としても、それで農福連携を推進するためのアクションを早急に起こすべきでないかと私は考えますので、村の対応を質問させていただきました。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんからの農福連携の推進についての村の考えについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、農福連携の重要性、そして農福連携をめぐる国内状況、それぞれ取り組みの先進事例、この取り組みについてのさまざまな情報あるいは状況等をお教えいただきまして、大変ありがとうございました。

農福連携の推進に向けて村の考えということでもありますけれども、現在村ではさらべつ版生涯活躍のまちづくり構想の中で実施計画を策定中ではありますが、温泉を核として高齢者デイサービス、児童の放課後デイサービス、療育相談、障害者の就労支援事業を展開し、一般の方、高齢者、障害者、児童が自由に交流できる場を授け、ごちゃまぜの社会を実現しようという構想中でありまして、その中の中心事業として障害者の就労支援をどのような方法で展開していくのかということも課題として現在検討中でありまして。障害者の就労支援は、制度として3つがあり、就労継続支援には雇用契約に基づいた勤務が可能な方の一般企業への就職が難しい方の訓練を行う就労継続支援A型、次にA型の仕事の内容が難しい方や年齢や体力などから一般企業でなかなか向かない方を対象として訓練を積んで就労継続支援A型や就労移行支援を目指す就労継続支援B型、そして就労支援施設でマナー、挨拶、

コミュニケーショントレーニング等の訓練を受けつつ一般企業への就労を目指す就労移行支援、そしてさきのサービスを受けた方やその他の自立支援サービスを受け、障害者雇用枠で一般就労した方のための働きやすい環境づくりへのサポート、具体的には働いてから出てくる悩み、相談、トラブルへの対応を行う就労定着支援等があります。本計画の中でこの3つのサービスから障害者への就労の入り口となる就労継続支援を考えておりますけれども、現在更別村には就労継続支援B型施設のクローバーモアがあります。その事業のメインとして配食サービスを実施し、この事業所と新たに検討している事業所との事業のすみ分け、サービス受給者の確保等、検討、調整すべき課題があり、現在もサービス内容について検討をしている状況であります。

議員のご質問にある農福連携でありますけれども、厚生労働省、農林水産省で令和6年度までに取り組むべき主体を3,000創出することを目的に予算化されておりますが、本村の場合、いまだこの事業の中身を検討している段階にあります。また、クローバーモアも同様ですが、通所する障害を持つ方の特性や希望もあることから、形だけを先につくることが事業所の足かせになる可能性も考えられると思います。村民の誰もが安心して健康に住み続けられる村づくりがさらべつ版生涯活躍のまち基本構想のコンセプトであります。その実現に向けた各種施策を展開し、実現に向けて事業実施を考えておりますけれども、事業所が立ち上がり、利用者の特性、希望により農福連携の事業も行いたいということであれば、村としてもバックアップしていくべきと認識しております。農福連携、何とかいろんな形で取り組めれば本当にいいなというふうなことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 実際には、B型というのが動いているのは私はよく知っておりますけれども、それで最後にありましたように必要であればというお答えでしたけれども、必要であればって行政とJAとがマッチングをして、できれば障害者のグループというか法人をつくっていただいて、何をするかは別にして、温泉を核として、それは僕ら説明を受けていますから、佛子園ですか、そこが余りにもメインになると先へ進まないと思うのです。それで、なぜさつき芽室なり音更なりのお話をさせていただいたかということ、例えば余り言いたくなかったのですが、しんかーずの社長さん、説明を聞いていますと、組織でやりますと会議ばかり開いて先へ進まない。私は経験者なのですけれども、英断、直断だと。株式会社だと、非常に失礼だけれども、最初から指定管理者ありきでやろうとしているよと。それで、今温泉を核としてやりますよと、レストランをやりますよと。役場が決めて、おまえらついてこいと。いや、そうではないのでしょうかけれども、そこが先ほどから言っているが、発想が違うのでないかなと言っている。例えば、つらい人たちなのですから、いろんな障害あると思います。その人たちを青空の外へまず出すことを考えてあげよう。それに支援するならいいですけれども、僕はその辺の発想が違うから、なかなか先へ進まないのかなと。要するに同僚議員も質問したように、核になる人がいないから、それもそ

うでしょうけれども、僕はやっぱりその辺村長の答弁を聞いていますと、ちょっと後ろ向きだなと。絶対に始まっているのですから、全道で。それは、急に降ってきた話でなくて、そんなに1,000万、960万ものいろんなつらい人がいて、更別村も7%、8%の人がいて、それでその人たちが要するに表へ出て青空の下で、農福連携ってそういう意味です。トリの卵をとってもらおうとか、カボチャをとってもらおうとか、ニンジン抜いてもらおうとか。だから、教育も関係してくると思うのだ。それから、医療にも関係してくると思うのです。家の中でひきこもっている人が外へ出れたらすばらしいことなのです。僕はそう思うのですけれども、村長の言葉のA型、B型はもちろんそうでしょうけれども。

だから、一番大事なことは、言ったように、農業者が法人をつくってするのももちろん大事だけれども、障害施設も立ち上げて、それも株式会社でやりなさいよと。行政が入ると物事が進まないらしいです。しんか一ずも会議ばかり開いて、そしてもちろん承知でしょうけれども、全道のA型の7割以上が黒字を出すことに苦勞しています。先ほど言ったように、みそをつくったり、いろんなことをしますけれども、やはりそれも含めて、技術員も含めて、それから雇用の確保、指導者も含めて、指導員も含めて、CCRC入っていませんけれども、余りにも簡単に考えていないかなと思っているのですけれども、どうぞ。

○議 長 西山村長。

○村 長 言葉に語弊がありました。大変申しわけありません。

CCRCは一つの切り口でありまして、私は農福連携は必要だというふうに考えています。松橋議員さん、前段におっしゃったような部分で、私もいろいろと今回の答弁に関していろんなところを自分なりに研究、勉強させていただきましたけれども、まさにそのとおりでありまして、農福連携のメリットと申しますか、そういう部分も農家側のメリットあるいは障害者のメリットを含めまして、やっぱりしっかり農福連携を、うちの村はまだその部分ではいろいろな部分に働きかけておりますけれども、まだ本当に描かれていないということがありますし、その部分では大変おくられているところがあると思います。

特に私が注目しているのは、芽室の九神ファームがA型事業所として農業と加工作業を組み合わせ通年の作業を確保し、そして20人ぐらいの利用者がジャガイモの生産と加工等を行っています。そして、地元の食堂に販売して、安定的な収益を上げておられます。

また、石川県の佛子園、これも畑を耕して、そしてカボチャとブドウ、トマト、ピーマン等でJAの直販あるいは施設内の市場で販売しているということで、高齢化、過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大あるいは労働力というふうな形で進んでいると思います。

そして、先ほどおっしゃいましたように、CCRCのほうの協議会のほうでレストランのところだとか、いろんな部分についてA型についてはいま協議中でありまして、その辺については協議会等のお話し合い等、順次されていくと思いますけれども、先ほどおっしゃいましたように脱施設ということもありまして、やはり社会貢献もそうですけれども、外に出て農作業をするということについては、身体的、精神的に非常にプラスになる。非

常に大きな、いい影響が見られるというふうな形で農水省も調査研究報告でも出されています。そういった双方のいろんな部分で、これは最終的には村の活性にもつながるかと思えますので、私は農福連携は必要であると思えますし、何とかその辺のマッチングを進めたいというふうに思えますし、それが事業者あるいは農家の方、その部分も含めまして、しっかりと前に進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 そのとおりなのですが、非常に大事なことが1つありまして、僕らも調べてみて、この間思ったし、社長さんおっしゃられることは、やはり広域で、例えばその会社はホテルの掃除もしているらしいですけれども、更別でそれをもしやるとしても不可能ですね。だから、やはり農業の分野に進出していくのが一番いいでしょうし、例えばハスカップなんか中札内村で若干あるらしいですけれども、うちの村はどうしても、先ほど安村議員言いましたように単品4作で大型機械でとってしまいます。カボチャつくっている人もタマネギつくっている人も、それはいるのですけれども、全部機械収穫。やはり広域で物事を考えて、全部村の中で押さえようとするのは、僕はだめだと思います。それと、やはり申しわけないけれども、行政が丸抱えをやっても成功しません。その2つだけ。やはり株式会社で押し通せとは言いませんですけれども、自分たちで稼げる産業にすると。1日5時間しか稼げない人たちでも、それに合った仕事を、僕らも努力しなければならぬと思うのです、農業者ですから。例えば子牛の哺乳だけでもうちでできるかもしれない、あそこの更南の牧場へ行って。だから、そういう努力をJAさんも含めてやらないとできませんから、JAさんともよく相談をして、芽室だってやっているのですから、幕別だって町を挙げてやっているのですから、考えますではついてきませんよ。

これで、もうあれですけれども、どうぞ。

○議 長 西山村長。

○村 長 どうしても考えますというふうな口調になってしまって、申しわけありません。

私は必要であると思っておりますし、これはぜひ実現すべきだと思いますし、松橋議員さんおっしゃったように、村の中ではこれはできない部分もあると思います。これは、広域化も考えなければいけませんし、どういう作物あるいはどういう作業を取り扱うかについても、しっかりと検討をしていかなければいけませんし、もちろんJAさんとの協力関係も不可欠であるというふうに思います。

私は、農福連携という言葉が、昨年、一昨年ぐらいから出たときに、うちの村でもぜひやりたいということで担当課のほうには何とかこれをマッチングして、うちの村の新しい事業として起こさないかというようなことでありました。ただし、今おっしゃったように、行政丸抱えということではなくて、それぞれJAさんや事業者さん、そして何よりも障害を持たれている方のニーズに合わせてしっかりと取り組んでいきます。

以上であります。

○4番松橋議員 ありがとうございます。

○議長 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第9 議員の派遣の件

○議長 長 日程第9、議員の派遣の件を議題といたします。

10月7日から9日にかけて宮城県東松島市に友好姉妹都市表敬訪問として遠藤議員、小谷議員、10月12日に札幌市で開催される札幌さらべつ会総会に上田議員と私高木を、10月28日に足寄町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月28日に中札内村で開催される2村議会議員交流会に全議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、10月7日から9日にかけて宮城県東松島市に友好姉妹都市表敬訪問として遠藤議員、小谷議員、10月12日に札幌市で開催される札幌さらべつ会総会に上田議員、私高木、10月28日に足寄町で開催される十勝町村議会議長会議員研修会に全議員を、11月28日に中札内村で開催される2村議会議員交流会に全議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第10 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第10、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議

長 これにて令和元年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 8時03分閉会)